

中讃広域行政事務組合障がい者活躍推進計画

機関名	中讃広域行政事務組合
任命権者	中讃広域行政事務組合 管理者 松永 恭二
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
中讃広域行政事務組合における障がい者雇用に関する課題	令和7年4月1日現在、組合専任職員53名、構成市町からの派遣職員11名、会計年度任用職員11名からなる小規模な機関である。 職員の採用については、定員適正化計画に基づいて新規の採用を行わない年もあり、障がい者に限定した募集・採用も行っていない。また、構成市町からの職員派遣もあるため、障がい者の雇用状況は変化しやすく、法定雇用率の保持が難しい。 中讃広域行政事務組合では、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とする障がい者活躍推進計画を策定し、取り組みを行ってきた。 令和 6 年 6 月時点における実雇用率は 2.68%であり、法定雇用率（2.8%）は未達成であったが、実雇用数は満たしている。 このため、本計画に則り法定雇用率の達成を目指すとともに、障がい者である職員の定着及び活躍を推進する取り組みをより一層進めいていく。
目標	
1 採用に関する目標	○雇用する障がい者数が前年度を下回らない。 ○実雇用率が（各年度）当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率を達成できるように努める （参 考）令和 6 年 6 月 1 日時点の実雇用率：2.68% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。 新規採用があれば、採用者全員に対して障がい者であった場合の申告を呼びかける。
2 定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、障がい者である職員の勤続年数を把握・進捗管理。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を総務課に設定し、職員に周知する。 ○香川労働局に設置されている「香川障害者職業センター」等の相談窓口について職員に周知し、利用を促進する。また、必要な場合には、

	就労や職場定着等に関する助言や指導のもと必要な措置を講ずる。
(2) 人材面	○雇用する障がい者数が5人以上となった場合には、障害者職業生活相談員を選任し、香川労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○新規に障がい者を採用した場合や異動の際には、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか人事評価面談の際に、所属長より障がい者である職員については必要な配慮等の有無を確認する。その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、必要な措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の取得や、時差出勤制度の利用を促進する。
(4) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握や体調配慮等を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境、通院への配慮等に努める。
4 その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。